

千葉県週休2日制工事実施要領

1 目的

建設業における長時間労働の是正や休日確保に向けた労働環境整備を進め、将来の担い手の育成・確保を図るための取組みとして、建設現場において週休2日制工事を実施するために必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 現場閉所による週休2日制工事

1) 週休2日制

対象期間において、4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。

2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、対象期間から除くものは「(6) 対象期間外」のとおりである。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4) 現場着手日

現場施工に着手した日（準備期間は含まない）とする。

5) 現場完成日

現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）とする。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は20日前を現場完成日とする。

6) 現場閉所率

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{(\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数})}$$

7) 完全週休2日（土日）

月単位の4週8休以上を達成し、かつ対象期間内の暦上の全ての土曜日・日曜日の現場閉所を行った状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、原則当該週、やむを得ない場合のみ次週単位内において、振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとみなす。

(2) 交替による週休2日制工事

1) 交替による週休2日制

対象期間において、4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

3) 対象者

施工体制台帳に記載されている元請け（受注者）及び下請け（建設工事の請負契約分のみ）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

4) 対象期間

元請け業者の対象者が当該工事に従事した期間※をいう。なお、対象期間から除くものは「(6) 対象期間外」のとおりである。

※従事期間：元請け業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請け業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

5) 休日率

$$\text{休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{(\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数})}$$

6) 平均休日率

$$\text{平均休日率} = \frac{\text{対象者の休日率の合計}}{\text{対象者数}}$$

7) 交替による完全週休2日

月単位の4週8休以上を達成し、対象期間の全ての週において、対象者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保した状態をいう。

また、受注者の責によらず、休日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、原則当該週、やむを得ない場合のみ次週単位内において、振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとみなす。

(3) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所率又は平均休日率が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。

(4) 月単位

対象期間のうち、現場着手日から4週間（28日）ごとに分けた期間において、4週8休以上（28.5%以上）の現場閉所率又は平均休日率を達成したと認められる状態をいう。

なお、4週間に満たない期間（対象期間が28日未満）は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

(5) 通期

対象期間において、4週8休以上（28.5%以上）の現場閉所率又は平均休日率を達成したと認められる状態をいう。

なお、暦上の土日の閉所では4週8休以上（28.5%以上）に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上（28.5%以上）を達成するものとみなす。

(6) 対象期間外

- 1) 年末年始6日間、夏季休暇3日間
- 2) 工場製作のみを実施している期間
- 3) 工事全体を一時中止している期間
- 4) 発注者が対象外と認める期間

3 対象工事

土木工事標準積算基準を適用する工事（その他これらに類する工事を含む）

ただし、現場施工が1週間未満の工事を除く

(1) 発注者指定型

発注者が指定した工事（原則全ての工事）

(2) 受注者希望型

現場閉所及び交替による週休2日制いずれにもより難い発注者指定型以外の工事。

ただし、以下に該当する場合は対象外とすることができる。

- ・ 緊急随意契約による災害復旧工事 等

4 発注方式

現場閉所による完全週休2日制工事を原則とするが、現場条件等によってやむを得ず月単位での週休2日や、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、交替による週休2日制工事とすることができる。

なお、受注者が、1年単位の変形労働時間制（※）の活用などにより、当該工事による週休2日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定し、契約期間内において所定の休日確保した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工事で週休2日工事を達成したものとみなす。

※ 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）

労使協定を締結することにより、1箇月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

5 工期の設定

(1) 工期設定

対象工事の施工条件や地域特性などを考慮し適切な工期設定を行うものとする。

(2) 工事工程の共有

工事契約後、速やかに受発注者間において、工事工程の共有を行うものとする。

6 実施方法

(1) 発注方式

発注者指定型及び受注者希望型とする。

(2) 条件明示

特記仕様書において明示する。

(3) 受注者希望型での取組み

現場閉所又は交替による週休2日制を希望する受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに監督職員と書面により協議した上で取組むことができる。

(4) 対象期間の協議

発注者指定型及び現場閉所又は交替による週休2日制を希望した受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに週休2日の取組方式（現場閉所又は交替による週休2日制）、対象期間、現場閉所予定日又は休日予定日を書面により監督職員と協議すること。

(5) 現場閉所予定日の振替

受注者は、現場閉所予定日に作業を行う必要が発生した時は、作業内容及び現場閉所の振替日を監督職員へ書面により事前に報告すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(6) 現場閉所の報告

受注者は、履行報告に併せて、現場閉所日及び現場閉所率、休日率及び平均休日率が確認できる資料を提出すること。ただし、現場完成日を含む月は完成後、速やかに提出するものとする。

(7) 取組状況の確認

発注者は、受注者の取組状況を確認し、受注者に週休2日の達成結果について、書面により通知するものとする。

7 積算方法

(1) 経費補正

週休2日制工事の達成状況による経費補正は行わないものとする。

8 工事成績評定

週休2日制工事の達成状況による「創意工夫」での工事成績の加点、減点は行わない。

ただし、提出された施工計画書が週休2日工事を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

9 実施の明示

発注者指定型及び現場閉所又は交替による週休2日制を希望した受注者希望型の受注者は、対象期間中、別紙2を参考に看板を作成し、設置場所、デザイン等について受発注者協議の上、第三者に対して見やすい場所に、現場閉所又は交替による週休2日制工事を実施している旨を明示すること。

10 その他

受注者は、発注者が別途実施するアンケート調査に協力するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和元年12月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年1月1日以降に公告する案件から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和3年5月11日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和3年6月1日以降の案件から適用する。なお、令和2年1月1日以降に公告した案件については、現場管理費率の補正係数を1.05とする。

附則

- 1 この要領は、令和3年5月28日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和3年6月1日以降の案件から適用する。なお、令和2年1月1日以降に公告した案件については、現場管理費率の補正係数を1.05とする。

附則

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和3年10月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和5年5月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和6年4月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和6年5月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和6年10月1日以降のものから適用する。ただし、6（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、土木工事標準積算基準の適用日が令和7年10月1日以降のものから適用する。

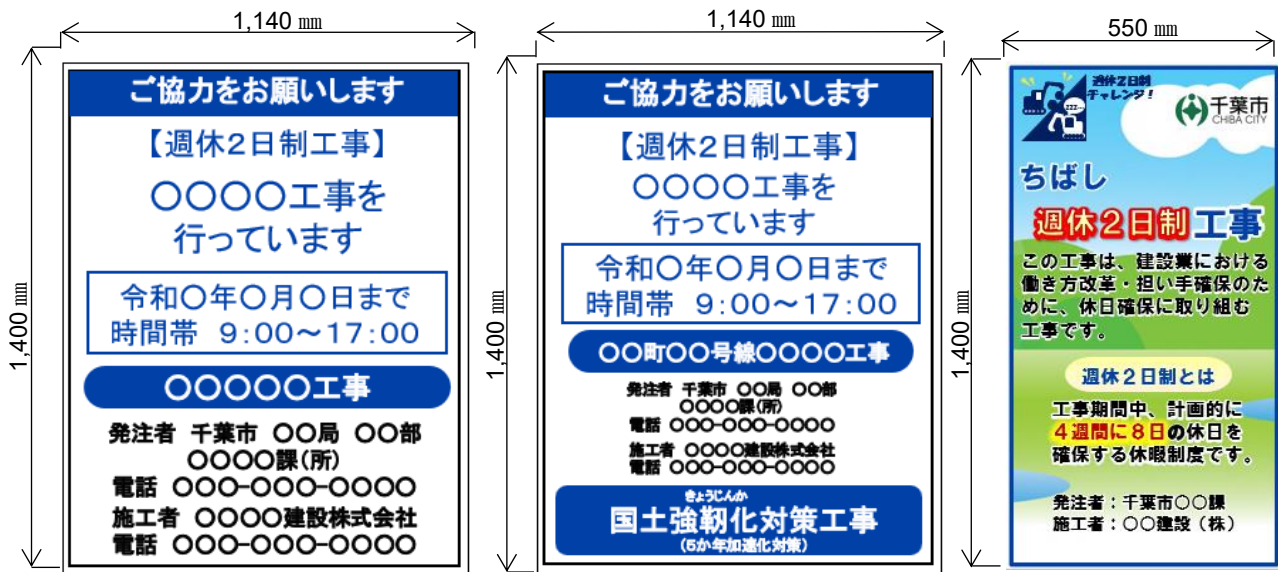
附則

- 1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、土木工事標準積算基準の適用日が令和8年10月1日以降のものから適用する。

実施の明示（例）

（工事看板）

（１）週休２日（月単位）

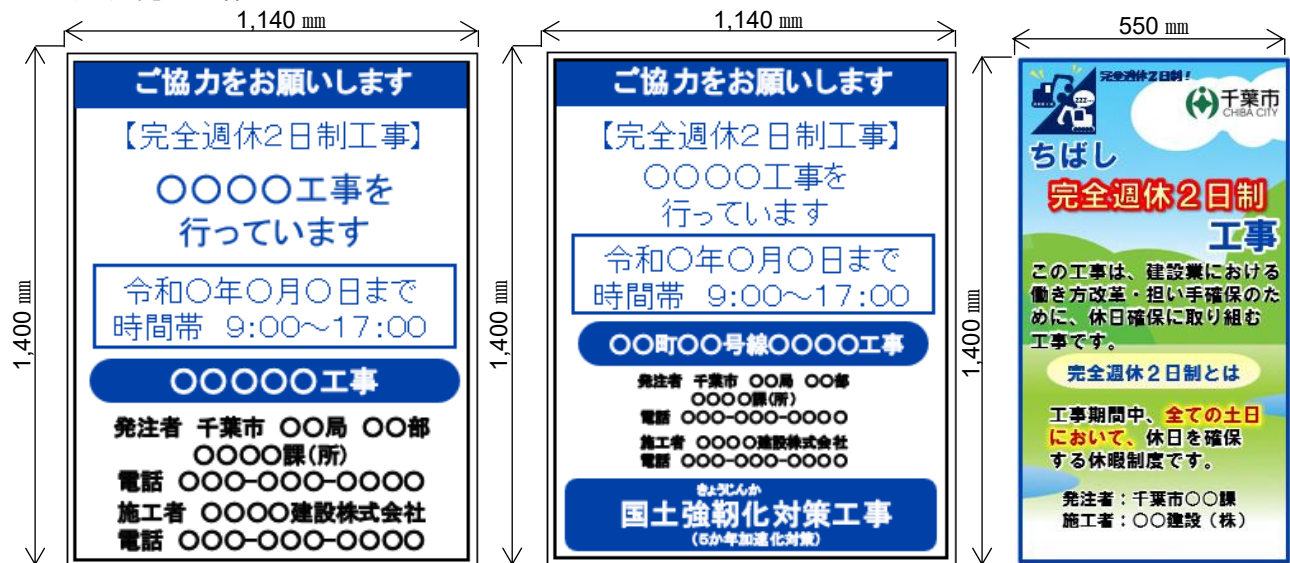


（A 3 サイズ相当）

（ロゴマーク）



（２）完全週休２日



(A3サイズ相当)



(ロゴマーク)



工事関係者や公衆が見て
わかりやすい週休2日の
計画表などを貼付け